

# 大分県報

令和六年  
第五五五号  
十月二十九日

（火曜日）

## 目次

公安委員会規則	一
大分県道路交通法施行細則の一部改正	一
告示	一
青少年に有害な興行の指定	一
令和六年度定期種畜検査に合格した種畜	二
地籍調査の成果の認証	五
特例休猟区の指定	五
鳥獣保護区の更新	六
鳥獣保護区特別保護地区の指定	七
特定猟具（銃）使用禁止区域の指定	八
道路区域の変更	八
道路の供用開始	八
急傾斜地崩壊危険区域の指定	九
警察本部訓令	九
大分県警察職員の人事記録に関する規程の一部改正	一一
公告	一一
県営土地改良事業の工事の完了	一五
落札者等の公示	一五
正誤	一五
令和六年九月十八日付け大分県報号外（六一）に登載の大分県告示第四百四十三号（国土利用計画法施行令による基準地の単位面積当たりの標準価格）中の訂正	一五

## ○公安委員会規則

大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十月二十九日

大分県公安委員会委員長 平 川 加 奈 江

大分県公安委員会規則第10号

大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

大分県道路交通法施行細則（昭和51年大分県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第14条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年十一月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## ○告 示

大分県告示第四百八十五号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

令和六年十月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

指定年月日	種 類	題 名	制作社名 又は配給社名	指定理由
令六・ 十・一一	映 画	誘惑ママさん レッツラ性春！	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。
〃	〃	変身人形 肢体を愛でる指先	オーピー映画	〃
〃	〃	美乳若妻と巨乳女将 蕩けるお宿	オーピー映画	〃

京美人 蜜月の一夜

オーピー映画

大分県告示第四百八十六号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項の規定による令和六年度の定期種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

令和六年十月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

種畜証明書番号	名前 (登記・登録番号)	品種	検査成績						
32344010001	B21-356	その他	級外	32344010011	D22-165	その他	級外		
32244010004	B21-497	その他	級外	32244010006	L21-396	その他	級外		
32344010002	リトルセーントン フロンティア 1 0661 (日豚B種 B B 44-A000661)	パークシヤード種	2級	32444010002	B23-191	その他	級外		
32344010003	フイツシヤム フロンティア (日豚B種 B B44-A 000697)	パークシヤード種	2級	32444010003	シムコ ケン 1 0026 (日豚D種 D D44-A 000223)	パークシヤード種	2級		
32344010005	B22-473	その他	級外	32444010004	D23-183	その他	級外		
32244010017	D21-413	その他	級外	32444010005	D23-184	その他	級外		
32244010016	シムコ ケン 1 0578 (日豚D種 D D44-A 000218)	パークシヤード種	2級	32444010006	L22-598	その他	級外		
32344010006	D21-664	その他	級外	32444010007	L23-228	その他	級外		
32344010007	D21-707	その他	級外	32444010008	L23-285	その他	級外		
32344010008	ビツク ケン 1 0006 (日豚D種 D D44-A 000221)	テュロック種	2級	32444010009	W23-21	その他	級外		
32344010010	D22-36	その他	級外	10842484853	安森照 (全和黑高2054)	黒毛和種	1級		
				11344656885	隆之森 (全和黑原5920)	黒毛和種	1級		
				11508397432	松吹雪 (全和黑原6108)	黒毛和種	1級		
				11537638889	桜花久 (全和黑原6219)	黒毛和種	1級		

11554664960	加代白清 (全和黑原2059)	黒毛和種	1級	11395095886	勝乃藤 (全和黑原6584)	黒毛和種	1級
11425026996	葵白清 (全和黑15471)	黒毛和種	1級	11613820023	勝幸久 (全和黑原6583)	黒毛和種	1級
11564404150	繁百合 (全和黑原6274)	黒毛和種	1級	11649515023	幸千風 (全和黑原6598)	黒毛和種	1級
11554663420	安白清 (全和黑原6275)	黒毛和種	1級	11661911315	秀保久 (全和22子大分黒4961)	黒毛和種	1級
11575813828	百合文福 (全和黑原6315)	黒毛和種	1級	11448026355	葵清国 (全和22子大分黒10887)	黒毛和種	1級
11384175407	福富白清 (全和黑原6352)	黒毛和種	1級	11398036275	福之蔵 (全和23子大分黒2002)	黒毛和種	2級
11575810629	秋桜幸 (全和黑原6353)	黒毛和種	1級	11448026362	加代清国 (全和22子大分黒10888)	黒毛和種	1級
11600822023	光安花 (全和黑原6354)	黒毛和種	1級	11588937504	福吹雪 (全和23子大分黒3006)	黒毛和種	2級
11391643517	寿恵高盛 (全和黑原6410)	黒毛和種	1級	11670192736	煌白清 (全和23子大分黒3577)	黒毛和種	2級
11613716036	平福富 (全和黑原6423)	黒毛和種	1級	32244020001	A1779	その他	級外
11613811113	幸照茂 (全和黑原6422)	黒毛和種	1級	32244020002	A1793	その他	級外
11417223716	高福花 (全和黑原6421)	黒毛和種	1級	32144020008	A260	その他	級外
11613829163	葵安花 (全和黑原6484)	黒毛和種	1級	32144020013	A351	その他	級外
11613824735	睦百合 (全和黑原6483)	黒毛和種	1級	32144020016	A388	その他	級外
11408086221	富勝幸 (全和黑原6550)	黒毛和種	1級	32144020018	A397	その他	級外
11413939666	福勝久 (全和黑原6551)	黒毛和種	1級	32144020030	A581	その他	級外
11343985740	葵正鶴 (全和黑原6511)	黒毛和種	1級	32144020052	A777	その他	級外
				32144020053	A788	その他	級外
				32144020059	A852	その他	級外
				32444020001	D B9371	その他	級外
				32444020002	D B9388	その他	級外
				32444020003	D B9396	その他	級外

令和六年十月二十九日

大分県報(告示)

三

令和六年十月二十九日

大分県報（告示）

四

32444020004	D B 9470	その他	級外	32444020031	D C 0421	その他	級外
32444020005	D B 9472	その他	級外	32444020032	D C 0423	その他	級外
32444020006	D B 9503	その他	級外	32444020033	D C 1042	その他	級外
32444020007	D B 9513	その他	級外	32444020034	D C 1061	その他	級外
32444020008	D B 9554	その他	級外	32444020035	D C 1076	その他	級外
32444020009	D B 9555	その他	級外	32444020036	D C 1079	その他	級外
32444020010	D B 9569	その他	級外	32444020037	D C 1092	その他	級外
32444020011	D B 9851	その他	級外	32444020038	D C 1095	その他	級外
32444020012	D B 9923	その他	級外	32444020039	D C 1096	その他	級外
32444020013	D B 9926	その他	級外	32444020040	D C 1105	その他	級外
32444020014	D B 9941	その他	級外	32444020041	D C 1119	その他	級外
32444020015	D B 9985	その他	級外	32444020042	D C 1125	その他	級外
32444020016	D B 9997	その他	級外	32444020043	D C 1127	その他	級外
32444020017	D B 9998	その他	級外	32444020044	L L 9762	その他	級外
32444020018	D C 0010	その他	級外	32344020008	T L 4407	その他	級外
32444020019	D C 0063	その他	級外	32444020045	T L 5057	その他	級外
32444020020	D C 0065	その他	級外	32444020046	T L 7710	その他	級外
32444020021	D C 0313	その他	級外	32444020047	T L 7714	その他	級外
32444020022	D C 0326	その他	級外	32444020048	T L 7741	その他	級外
32444020023	D C 0343	その他	級外	32444020049	T L 7742	その他	級外
32444020024	D C 0348	その他	級外	32444020050	T W 2115	その他	級外
32444020025	D C 0349	その他	級外	32444020051	T W 4571	その他	級外
32444020026	D C 0383	その他	級外	32444020052	T W 4945	その他	級外
32444020027	D C 0384	その他	級外	32444020053	T W 5214	その他	級外
32444020028	D C 0385	その他	級外	32444020054	T W 5248	その他	級外
32444020029	D C 0400	その他	級外	32244020028	U 9444	その他	級外
32444020030	D C 0402	その他	級外	32444020055	U 9526	その他	級外

3244020056	U9805	その他	級外
3244020057	U9806	その他	級外
3244020058	U9835	その他	級外
3244020059	U9889	その他	級外
3244020060	U9925	その他	級外
11405323664	安差星 (全和黑15263)	黒毛和種	1級
11529012666	佐倉松 (全和黑15337)	黒毛和種	1級
11508873943	勝白清 (全和黑原6192)	黒毛和種	1級
11469464211	主太皆 (全和黑原6290)	黒毛和種	1級
11400228988	英治郎 (全和黑原6379)	黒毛和種	1級
11600600324	真剣佑 (全和黑原6443)	黒毛和種	2級
11413936443	宣蔵 (全和黑原6444)	黒毛和種	1級
11613897643	陸利奈 (全和黑15830)	黒毛和種	1級
11343986617	十十呂 (全和黑原6485)	黒毛和種	1級
11628497371	天兎 (全和黑原6522)	黒毛和種	1級
11374781243	待待 (全和黑15960)	黒毛和種	1級
11555703101	聖空郎 (全和黑16037)	黒毛和種	1級

大分県告示第四百八十七号  
 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証した。

令和六年十月二十九日		大分県知事 佐藤 樹一郎		
調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
大分市	平三一・四・一から 令三・二・二七まで	大分市大字白木の一部 簿	大分市大字白木の一部	令六・一〇・一
大分市	令元・七・二から 令三・三・一五まで	大分市大字一尺屋の一部 簿	大分市大字一尺屋の一部	令六・一〇・一
杵築市	令二・二・二六から 令五・三・一〇まで	杵築市大字奈多の一部 簿	杵築市大字奈多の一部	令六・一〇・一
杵築市	令三・六・一〇から 令五・三・六まで	杵築市大字大内の一部 簿	杵築市大字大内の一部	令六・一〇・一
杵築市	令三・六・一〇から 令五・三・一〇まで	杵築市山香町大字南畑の一部 簿	杵築市山香町大字南畑の一部	令六・一〇・一
豊後大野市	令二・六・二五から 令四・二・二五まで	豊後大野市三重町内田の一部 簿	豊後大野市三重町内田の一部	令六・一〇・一
豊後大野市	令三・七・三から 令五・一・三一まで	豊後大野市千歳町船田の一部 簿	豊後大野市千歳町船田の一部	令六・一〇・一

大分県告示第四百八十八号  
 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、次のとおり特定鳥獣（イノシシ・シカ）の捕獲等を行うことができる区域を指定する。

令和六年十月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

名称及び所在場所	存続期間	区域及び面積
赤松特例休猟区 (国東市)	令六・一一・一 〓令九・一〇・一 三一	国東市大字赤松の市道オレンジロード国東線と県道豊後大野国東線との交点を起点とし、同県道を西へ進み、市道古柄線との交点に至り、同市道を南西に進み、市道子ビキ線との交点に至り、同市道を南東に進み、市道麻田丸小野線に至り、同市道を南東に進み、市道オレンジロード武蔵線との交点に至り、同市道を北に進み市道オレンジロード国東線の交点に至り、同市道を北に進み起点に至る線に囲まれた面積二、四四七ヘクタールの区域
植木三宅特例休猟区 (竹田市)	令六・一一・一 〓令九・一〇・一 三一	国道四四二号と県道竹田直入線(四七号線)との交点を起点とし、同交点から県道竹田直入線を北西に進み竹田市と久住町と直入町の境界に至り、竹田市と直入町の境界を北東に進み竹田市と豊後大野市との境界に至り、同境界を南東に進み国道四四二号との交点に至り、同国道を南西に進み起点に至る線に囲まれた面積一、四五五ヘクタールの区域
中川特例休猟区 (日田市)	令六・一一・一 〓令九・一〇・一 三一	日田市天瀬町の国道二一〇号と市道天瀬五馬幹線一号の交点(天瀬郵便局前)を起点とし、これより同市道を南に進み市道亀石女子畑一号線に至る。これより、市道亀石女子畑一号線を西に進み、県道岩戸五馬日田線に至り、これより同線を北西の大島方面に進み、花香・塔ノ本・金迫集落を経て市道川原線との交点に至り、同川原線を北東に進み国道二一〇号線に至り、同国道を天瀬振興局方面に進み起点に至る線に囲まれた面積一、〇三〇ヘクタールの区域
米神山特例休猟区 (宇佐市)	令六・一一・一 〓令九・一〇・一 三一	宇佐市安心院町佐田の県道山香院内線と県道佐田山香線との交点を起点とし、同県道を北東に進み、県道佐田駅川線との交点に至り、同県道を北北西に進み、市道日足・正覚寺線との交点に至り、同市道を北東に進み、市道平ヶ倉線との交点に至り、同市道を東に進み、市道山蔵平ヶ倉線との交点に至り、同市道を東に進み、市道平ヶ倉八郎線との交点に至り、同市道を北東に進み、市道平ヶ倉線との交点に至り、同市道を北東に進み、宇佐市と杵築市との境界に至り、同境界を南東に進み、市道古本本線との交点に至り、同市道を
<p style="text-align: center;"><b>大分県告示第四百八十九号</b></p> <p style="text-align: center;">鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第七項ただし書の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。</p> <p style="text-align: center;">令和六年十月二十九日</p> <p style="text-align: center;">大分県知事 佐藤 樹一郎</p>		
名称及び所在場所 山香鳥獣保護区 (杵築市)	存続期間 令六・一一・一 〓令一六・一〇・三一	区域及び面積 杵築市山香町大字倉成の立石川に架かる又井橋を起点とし、市道又井田染線を北東に進み、県道新城山香線との交点に至り、同県道を北に進み、杵築市と豊後高田市との境界に至り、同境界を東に進み、同境界を南西に進み、市道日出大田線に至り、同市道を南西に進み、市道日出大田線に至り、同市道を南に進み、市道小武・中村線との交点に至り、同市道を西に進み、立石川に架かる高木橋に至り、同川の左岸を南に進み、八坂川との合流点に至り、同川の左岸を南西に進み、大井手橋に至り、国道一〇号を北に進み、主要地方道山香院内線との交点に至り、同主要地方道を西に進み、市道重永二号線との交点に至り、同市道を北に進み、市道小谷線との交点に至り、同市道を北東に進み、市道日出大田線との交点に至り、同市道を北東に進み、国道一〇号との交点に至り、同国道を北に進み、起点に至る線に囲まれた面積七三四ヘクタールの区域
関崎鳥獣保護区 (大分市)	令六・一一・一 〓令一六・一〇	大分市佐賀関の国道二一七号と町道上浦一号線との交点を起点とし、北に進み、海岸線に至り、同海岸線を東に進み、若獅子鼻、福水、関崎、大黒、小黒及び



<p>大島鳥獣保護区 (佐伯市)</p>	<p>令六・一一・一〇 令一六・一〇 ・三一</p>	<p>幸の浦を経て、大字関と大字白木の大字境界で県道佐賀関循環線に至り、同県道を南に進み、秋の江トンネルを経て起点に至る線に結ばれた区域に、高島、葛島を含めた面積六八三ヘクタールの区域</p>
<p>荒平鳥獣保護区 (豊後大野市)</p>	<p>令六・一一・一〇 令一六・一〇 ・三一</p>	<p>豊後大野市緒方町上年野の徳田川に架かる上年野橋を起点とし、市道上年野線を東に進み、市道上年野久土知線との交点に至り、同市道を東に進み、久土知集落を経て市道荒平姥社線との交点に至り、同市道を南東に進み、市道天上線との交点に至り、同市道を南西に進み、市道荒平姥社線との交点に至り、同市道を南西に進み、緒方町冬原の監物橋に至り、同橋より市道荒平監物線を北西に進み、市道下徳田冬原線との交点に至り、同市道を北西に進み、緒方町冬原の源橋に至り、同橋より徳田川の右岸を北西に進み起点に至る線で囲まれた面積二七〇ヘクタールの区域</p>
<p>熊野鳥獣保護区 (豊後高田市)</p>	<p>令六・一一・一〇 令一六・一〇 ・三一</p>	<p>豊後高田市田染平野の市道熊野山香線と市道熊野線との交点を起点とし、市道熊野線を南東に進み、同市道の終点(胎蔵寺)に至り、東側の尾根を東に進み、通称御世帯場と呼ばれる岩に至り、尾根を南東に進み、豊後高田市と杵築市山香町との境界に至り、同境界を南西に進み、県道新城山香線との交点に至り、同県道を北に進み、市道熊野山香線との交点に至り、同市道を東に進み、起点に至る線に囲まれた面積二七ヘクタールの区域</p>
<p>宇佐神宮鳥獣保護区 (宇佐市)</p>	<p>令六・一一・一〇 令一六・一〇 ・三一</p>	<p>宇佐市大字和気の国道一〇号と県道和気佐野線との交点を起点とし、同国道を南西に進み、市道日足正覚寺線との交点に至り、同市道を南に進み、日足集落と宮迫集落とを結ぶ農道との交点に至り、同農道を南に進み、市道宮迫東線との交点に至り、同市道を北西に進み、市道宮迫線との交点に至り、同市道を西に進み、市道宇佐神宮裏線との交点に至り、同市道を西に進み、宮迫集落と瀬割集落とを結ぶ集落道との交点に至り、同集落道を西に進み、谷山集落と大善寺集落とを結ぶ集落道との交点に至り、同集落道を北に進み、成久橋(市道宇佐魚町線)に至り、同橋を北東に進み、寄藻の左岸に至り、同川の左岸を南東に進み、末参橋(市道宮迫線)に至り、同橋を北東に進み、市道伏田西線に至り、同市道を北西に進み、国道一〇号との交点に至り、大分県立宇佐高等学校の通学路を北に進み、市道伏田北線との交点に至り、同市道を北西に進み、市道円通寺線との交点に至り、同市道を北に進み、市道放生会線との交点に至り、同市道を北東に進み、県道和気佐野線との交点に至り、同県道を南東に進み、起点に至る線に囲まれた面積三一〇ヘクタールの区域</p>

令和六年十月二十九日

大分県報(告示)

大分県告示第四百九十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定する。

令和六年十月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 名称

関崎鳥獣保護区特別保護地区

二 区域

大分市佐賀関高島とその周辺の白滝島、船間島、アシカ島を始めとする小島を含む面積九十四ヘクタールの区域

三 存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

大分市佐賀関の佐賀関半島東部に位置する高島本島と周辺の小島を含む区域で、特に高島本島は瀬戸内海国立公園に指定されている。植生は、亜熱帯植物がよく茂り、また、シイ、タブ等の広葉樹のほか、マツの天然林も点在している。このような多様な自然環境を反映し、国内最南端のウミネコ営巣地となっているほか、多数の鳥獣の

生息環境として重要な地域であるため。

(3) 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。シイ、タブ等の広葉樹林やマツ天然林、亜熱帯植生の樹林など、多様な自然環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

二 名称

2 区域

宇佐市大字南宇佐の寄藻川右岸と市道宮迫線との交点を起点とし、同市道を南西に進み、市道宇佐神宮裏線との交点に至り、同市道を西に進み、宮迫集落と瀬割集落とを結ぶ集落道との交点に至り、同集落道を西に進み、宇佐神宮の社寺有林と民有林との境界との交点に至り、同境界を北に進み、寄藻川の右岸との交点に至り、同川の右岸を北東に進み、起点に至る線に囲まれた面積二十六ヘクタールの区域

3 存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該区域は、宇佐平野の南東に位置し、標高十〜三十五メートルの丘陵地帯で、宇佐神宮を含め、国の天然記念物に指定されているイチイガシのほか、シイ、タブ、クスなどの広葉樹及びスギ、ヒノキが群生するうっそうとした森林を形成しており、鳥獣の生息環境として重要な地域であるため。

(3) 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

大分県告示第四百九十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具（銃）使用禁止区域を指定する。

大分県知事 佐藤 樹一郎

名称及び所在場所

存続期間

区域及び面積

昭和新田特定猟具（銃）使用禁止区域（中津市）

令六・一一・一〇  
令一六・二〇・三一

中津市大字定留の県道中津高田線と市道小路和間線との交点を起点とし、同市道を北に進み、天貝川にかかる小路橋との交点に至り、天貝川の左岸を北に進み、天貝川河口に至り、今津港に至る堤防を南東に進み、諸田地区排水施設との交点に至り、同所から諸津川の右岸を西に進み、県道中津高田線との交点に至り、同県道を西に進み、起点に至る線に囲まれた面積一三八ヘクタールの区域

大分県告示第四百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和六年十月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年十月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名

区 間

区域変更前後別

敷地の幅員

延 長

県道森耶馬溪線

中津市耶馬溪町大字柿坂字池ノ  
平一三八六番一三三先から  
中津市耶馬溪町大字柿坂字池ノ  
平一三七八番二まで

前

三〇・七メートル  
九・四

二四〇・〇

中津市耶馬溪町大字柿坂字池ノ  
平一三八六番一三三から  
中津市耶馬溪町大字柿坂字池ノ  
平一三七八番二まで

後

五五・九  
九・四

二四〇・〇

大分県告示第四百九十三号



道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、令和六年十月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
 令和六年十月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道森耶馬溪線	中津市耶馬溪町大字柿坂字池ノ平一三八六番一三から 中津市耶馬溪町大字柿坂字池ノ平一三七八番二まで	令六・一〇・二九

大分県告示第四百九十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。  
 令和六年十月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

指定区域の名称	所在地			地番又は区域
	市町村	大字	字	
2 内徳野	由布市	川西	小川及び黒田	次の一点から一八点までを順次結んだ線及び一点と一八点を結んだ線に囲まれた土地の区域
	湯布院			一点 北緯三三度一四分三三秒三一・二 二点 東経一三一度一九分二九秒四〇・二 北緯三三度一四分三二秒五四六七 東経一三一度一九分三一秒〇六二八 三点 北緯三三度一四分三二秒三六〇二 東経一三一度一九分三〇秒九五三九 北緯三三度一四分三二秒二七七二 東経一三一度一九分三〇秒六四九七 北緯三三度一四分三二秒一五八二 東経一三一度一九分三〇秒四三三七 北緯三三度一四分三一秒九三九四

久保2号	佐伯市 弥生	江良	久保及び江良	七点 東経一三一度一九分三〇秒三一五四 北緯三三度一四分三一秒六六五七 東経一三一度一九分三〇秒二七五一 八点 北緯三三度一四分三一秒四一三〇 東経一三一度一九分三〇秒二五六九 九点 北緯三三度一四分三一秒二五八七 東経一三一度一九分三〇秒三一〇二 一〇点 北緯三三度一四分三〇秒七七三四 東経一三一度一九分三〇秒〇二六七 一点 北緯三三度一四分三〇秒七九一〇 東経一三一度一九分二九秒八四四〇 二点 北緯三三度一四分三〇秒九二二二 東経一三一度一九分二九秒四六三〇 北緯三三度一四分三〇秒九八〇五 東経一三一度一九分二九秒二九三〇 三四点 北緯三三度一四分三一秒〇一五八 東経一三一度一九分二九秒一五六七 一五点 北緯三三度一四分三一秒〇七六九 東経一三一度一九分二八秒八九九七 一六点 北緯三三度一四分三一秒一〇六五 東経一三一度一九分二八秒六四六五 一七点 北緯三三度一四分三一秒八六七八 東経一三一度一九分二七秒四八八〇 一八点 北緯三三度一四分三二秒五八一六 東経一三一度一九分二六秒九一九六
久保及び江良				次の一点から一三点までを順次結んだ線及び一点と一三点を結んだ線に囲まれた土地の区域 一点 北緯三三度五六分一七秒三三〇七 東経一三一度四九分三三秒七一一四 二点 北緯三三度五六分二一秒七八六九 東経一三一度四九分三〇秒八一八二 北緯三三度五六分二二秒八七四五 東経一三一度四九分三三秒四四七 北緯三三度五六分二二秒二八三九 東経一三一度四九分三九秒一九七八 北緯三三度五六分二一秒二四三九 東経一三一度四九分三八秒一四八〇 北緯三三度五六分二〇秒六一七七 東経一三一度四九分三七秒二六五九

令和六年十月二十九日

大分県報（告示）

<p>上久保</p>	<p>豊後大 野市三 重町</p>	<p>浅瀬</p>	<p>上久保</p>	<p>七点 北緯三二度五六分二〇秒六六六五 東経一三一度四九分三六秒六七七八 八点 北緯三二度五六分二〇秒三三〇六 東経一三一度四九分三六秒四二九三 九点 北緯三二度五六分一九秒九〇〇五 東経一三一度四九分三六秒五六六七 一〇点 北緯三二度五六分一九秒三三〇二 東経一三一度四九分三六秒三二四八 一点 北緯三二度五六分一九秒〇一八九 東経一三一度四九分三六秒四六〇五 二点 北緯三二度五六分一八秒四六四〇 東経一三一度四九分三六秒四六〇五 二点 北緯三二度五六分一七秒六四六八 東経一三一度四九分三六秒四六〇五 二点 北緯三二度五六分一七秒六四六八 東経一三一度四九分三六秒四六〇五</p>	<p>五分市 玖珠郡 九重町</p> <p>松木</p> <p>六日市</p> <p>石室</p> <p>部分)及び二六二二番の一部(標柱五号と六号を結んだ線の東側の部分) 二八二一番、二八二二番、二八二三番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の西側の部分)、二八二四番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の西側の部分)及び二八二五番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の西側の部分)</p>
<p>赤松</p>	<p>中津市 耶馬溪 町</p>	<p>赤松及 び村ノ 上</p>	<p>次的一点から一三点までを順次結んだ線及び一点と一三点を結んだ線に囲まれた土地の区域 北緯三三度二九分一一秒三六九九 東経一三一度〇四分一一秒三四六八 北緯三三度二九分一一秒三五四二 東経一三一度〇四分一一秒三五七一〇 北緯三三度二九分〇九秒九五七七</p>	<p>赤松及 び村ノ 上</p>	<p>次的一点から一三点までを順次結んだ線及び一点と一三点を結んだ線に囲まれた土地の区域 北緯三三度二九分一一秒三六九九 東経一三一度〇四分一一秒三四六八 北緯三三度二九分一一秒三五四二 東経一三一度〇四分一一秒三五七一〇 北緯三三度二九分〇九秒九五七七</p>

四点 東経一三一度〇三分五八秒六八九  
北緯三三度二九分〇九秒八八〇二  
東経一三一度〇三分五七秒二九四二  
北緯三三度二九分一〇秒四二三七  
五点 東経一三一度〇三分五五秒八一〇〇  
北緯三三度二九分一〇秒三三三〇一  
東経一三一度〇三分五八秒四九七二  
北緯三三度二九分一四秒二五六三  
六点 東経一三一度〇四分〇三秒一五〇一  
北緯三三度二九分一四秒四三三五  
東経一三一度〇四分〇四秒九一一五  
八点 東経一三一度二九分一三秒九五三五  
北緯三三度二九分一三秒四五二三  
九点 東経一三一度〇四分〇五秒四二二三  
北緯三三度二九分一三秒八四〇一  
一〇点 東経一三一度〇四分〇五秒六五六五  
北緯三三度二九分一三秒五一一二  
一点 東経一三一度〇四分〇六秒一四一七  
北緯三三度二九分一三秒一〇九〇  
二点 東経一三一度〇四分〇六秒三八二七  
北緯三三度二九分一一秒九九九二  
三点 東経一三一度〇四分〇六秒五二九六

これらの土地に伴う国有地等無番地の全部

### 警察本部訓令

#### 大分県警察本部訓令第30号

警察本部  
警察学校  
警察署

大分県警察職員の人事記録に関する規程（平成24年大分県警察本部訓令第7号）の一部を次のように改正する。  
令和6年10月29日

大分県警察本部長 種田英明  
第2条第2号中「電算職員履歴」を「簡易職員履歴書」に改める。  
第7条中「新たに」を「警務課長は、新たに」に、「ついては」を「ついて、端末装置に

より」に、「電算職員履歴」を「簡易職員履歴書」に改める。  
第10条第1項中「電算職員履歴」を「簡易職員履歴書」に改め、同条第2項中「電算職員履歴」を「職員履歴書及び簡易職員履歴書」に改める。  
第11条を削る。  
別表の人事記録の欄中「電算職員履歴」を「簡易職員履歴書」に改める。  
第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

令和六年十月二十九日

大分県報（告示・警察本部訓令）

一一









附 則  
この訓令は、令和六年十一月一日から施行する。

## ○公 告

次のとおり県営土地改良事業の工事を完了した。  
令和六年十月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

事業名	着手年月日	完了年月日
県営農村地域防災減災事業 (ため池整備) (ぐみヶ谷地区)	平三〇・九・二九	令六・三・一四
県営中山間地域総合整備事業 (農業用排水施設整備) (野津原地区)	平二九・一二・二八	令四・一・二五
県営中山間地域総合整備事業 (農道整備) (野津原地区)	令二・一二・二四	令六・八・二七

次のとおり落札者等について公示する。

令和六年十月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

- 一 落札に係る役務の名称及び数量  
県立学校教職員用パソコン等賃貸借契約(長期継続契約)
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
大分県教育庁教育デジタル改革室
- 三 落札者を決定した日  
令和六年八月十九日
- 四 落札者の氏名及び住所  
N T T ・ T C R I S 株式会社 九州支店 支店長 森 本 竜 介  
福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目二番一号
- 五 落札金額

- 六 千二百二十六万四千二百三十円(月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。)  
契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告をした日  
令和六年七月九日

## ○正 誤

令和六年九月十八日付け大分県報号外(六一)に登載の大分県告示第四百四十三号(国土  
利用計画法施行令による基準地の単位面積当たりの標準価格)中の訂正

ページ	誤	正
別紙六	長方形 1 : 2	1 : 2
別紙一一	610km	610m
別紙一二	880km	880m

令和六年十月二十九日

大分県報(警察本部訓令・公告・正誤)

一五